

【16】事業所調査票（農業、林業、漁業）

平成24年2月1日  
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \* 整理番号

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号
フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表)

2 事業所の所在地
郵便番号
都道府県名
市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等

3 事業所の開設時期
昭和59年以前 昭和60～平成6年 平成7～16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年

4 事業所の従業者数
①個人業主
②個人業主の家族で無給の人
③有給役員(無給役員は除く)
④正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤上記以外の常用雇員(パート・アルバイトなど)
⑥臨時雇員(⑤以外のパート・アルバイトなど)
⑦合計(①～⑥の合計)
⑧⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)
⑨出向
⑩派遣

5 本所等か否か
「調査票の記入のしかた」36ページを参照し、この事業所が経営全体を統括している本所事業所の場合は、右の□にチェックしてください。

6 管理・補助的業務
1 管理運営業務
2 補助的業務
3 自家用倉庫

7 主な事業の内容
印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

8 事業所の売上(収入)金額
平成23年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください。(万円未満四捨五入)

9 事業別売上(収入)金額
事業別内訳
売上(収入)金額
又は割合(%)
(ア)農業、林業、漁業の収入
(イ)鉱物、採石、砂利採取事業の収入
(ウ)製造品の出荷額・加工賃収入額
(エ)卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)
(オ)小売の商品販売額
(カ)建設事業の収入(完成工事高)
(キ)電気、ガス、熱供給、水道事業の収入
(ク)通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入
(ケ)運輸、郵便事業の収入
(コ)金融、保険事業の収入
(サ)政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入
(シ)情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入
(ス)不動産事業の収入
(セ)物品賃貸事業の収入
(ソ)学術研究、専門・技術サービス事業の収入
(タ)宿泊事業の収入
(チ)飲食サービス事業の収入
(ツ)生活関連サービス、娯楽事業の収入
(テ)社会教育、学習支援事業の収入
(ト)上記以外のサービス事業の収入
(キ)学校教育事業の収入
(ク)医療、福祉事業の収入

第2面にお進みください。➡

経済センサス-活動調査  
 [16] 事業所調査票（農業、林業、漁業）

10 農業、林業、漁業の収入の内訳

- 第1面の9欄「(ア) 農業、林業、漁業の収入」について、その事業内容別の売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第1面の「8 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業内容	内容例示	番号	売上（収入）金額						又は割合（%）	事業内容	内容例示	番号	売上（収入）金額						又は割合（%）		
			兆	千億	百億	十億	億	千万					百万	十万	万円	兆	千億	百億		十億	億
農 業	稲作	米（水稻、陸稲）	1																	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	麦類・雑穀・豆類	米以外の穀物	2																		
	いも類	ばれいしょ、かんしょ	3																		
	工業農作物	油脂、甘味料、繊維、葉などの原料に供するもの(なたね、たばこ、さとうきび、茶、てんさい、い、こうぞ、みつまた、薬用になじんなど)	4																		
	野菜（きのこ栽培を含む）	すいか、メロン、トマト、たけのこ、しいたけなどの果菜類、葉茎菜類、根菜類、きのこ類など	5																		
	果樹類	みかん、りんご、ぶどう、かきなどの木本性植物	6																		
	花き・花木	切り花、球根、鉢物、花き苗、芝、植木など	7																		
	その他の作物	飼肥料作物、採種用作物、果樹苗木、桑苗など	8																		
	畜 産 業	酪農	生乳を生産し、出荷する事業	9																	
		肉用牛	肉用目的の乳用種を含む	10																	
		養豚		11																	
		養鶏	食鶏、鶏卵	12																	
		養蚕	蚕、蚕種	13																	
		その他の畜産	馬、めん羊、やぎ、うさぎ（愛がん用、実験用を除く）、鶏以外の家さん、養ほうなど	14																	
		実験用・愛がん動物等	かぶと虫、すず虫などの昆虫類（みつばち、蚕を除く）やへびなどの実験用動物、愛がん用動物、農産物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物	15																	
	農 業 サ ー ビ ス 業	穀作作業	穀作農業に係る育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、などの請負事業	16																	
		野菜・果樹作業	野菜作及び果樹作の栽培、出荷などの請負事業	17																	
		その他の耕種作業	穀作、野菜作、果樹作以外の作物の栽培、出荷などの請負事業	18																	
		畜産	請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業及びこれらに必要な施設を供与する事業	19																	
	造園・植木業	請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業	20																		
農 業	林 業	育林業	自ら保育した林木に関する収入（立木、素材、製材の販売収入）	21																	
		素材生産業	購入した立木を伐木した素材の販売収入	22																	
		林業サービス	育林サービス	請負による造林、保育、保護を行うサービス	23																
			素材生産サービス	請負による伐木又は伐木と運材を兼ね行うサービス	24																
			山林種苗生産サービス	請負による山林種苗の育成を行うサービス	25																
			その他の林業サービス	請負による炭焼、山番などの林業に附帯するサービス	26																
		特用林産物	薪炭生産	薪、木炭	27																
			きのこ採取・うるし採取等	薪、木炭以外の特用林産物の採取したきのこ。栽培したきのこは、「5 野菜」に分類される。	28																
		農 業	水 産 業	その他の林業（猟業等）		29															
				底引き網		30															
				船びき網		31															
				まき網		32															
				刺網		33															
				定置網		34															
				釣・はえ縄		35															
				捕鯨		36															
採貝・採藻	貝・藻類の採取（貝けた漁業、潜水器漁業によるものを除く）			37																	
その他の海面漁業	たこつば漁、うに採取、敷網漁、貝けた漁業、潜水器漁業など			38																	
内水面漁業	河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物の採捕	39																			
水 産 養 殖 業	水 産 養 殖 業	魚類養殖	さけ、ます類養殖を除く	40																	
		貝類養殖		41																	
		海藻類養殖		42																	
		真珠養殖 （真珠母貝養殖を除く）	真珠母貝に真珠核挿入の手術を施した真珠の養殖	43																	
		種苗養殖 （真珠母貝養殖を含む）	海産魚介類の種苗養殖及び真珠母貝の稚貝の採苗、成貝までの養殖	44																	
		その他の海面養殖	くるまえび、ほや類、うになどの養殖	45																	
内水面養殖業	内水面において行う養殖業 （池中養殖、ため池養殖、水田養魚、さけ、ます類養殖など）	46																			

備考